【資料編】

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 0
狛江市ごみ半減推進審議会の設置に関する条例		規	則		•			•	•	5 3
狛江市ごみ半減推進審議会委員名簿 ・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 4
狛江市ごみ半減推准審議会の審議等経過・・				•						5 5

用 語 解 説

あ行

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭廃棄物と 事業に伴って生じた事業系一般廃棄物に区分される。

か行

●家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」の略称。テレビ、冷蔵庫(冷凍庫含む)、エアコン、 洗濯機(衣類乾燥機含む)の家電を対象に、消費者にはリサイクル料金と収集運搬費 用の負担、小売業者には商品の引き取り、製造業者等には再商品化等の実施をそれぞ れ義務付け、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とし ている。

●環境基本法

環境の保全についての基本理念を示す法律。

●グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国、独立行政法人、 地方公共団体等による環境物品等の調達の推進及び環境物品等に関する情報の提供、 その他の環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。

●建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の略称。建設工事や解体工事に 発生する特定建設資材の再資源化等の促進を図ることを目的としている。

●戸別収集

ごみ・資源物を各戸の道路に面する敷地内にごみを出す方法をいう。ごみの分別や ごみ出しの時間などのルールが比較的守られることや、ごみを出した人の責任の所在 が明確になるといった利点がある。

●ごみ半減推進審議会

市民・事業者・学識経験者・市職員等により構成され、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項についての審議・答申を行う機関のこと。

さ行

●最終処分

ごみの焼却灰を埋立等により最終処分場で処分すること。

●サーマルリサイクル

焼却による熱エネルギーの回収・再利用のことをいう。蒸気タービン発電や余熱を 冷暖房の熱源として活用することなどで、電気やガスの使用量を抑えることを可能と する。資源リサイクルの手法の一つである。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物のことをいう。

●資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。パソコンや充電式電池などについて、メーカーの取り組みを中心に資源の有効利用を図ることを目的としている。

●自動車リサイクル法

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の略称。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等の促進を図ることを目的としている。

●集団回収

自治会・町会・管理組合・市民団体などが資源物を直接業者に引き渡すことをいう。 回収量に応じ、市は資源物集団回収奨励金を交付する。

●循環型社会

循環型社会とは、廃棄が抑制され、循環資源となるものが適切に循環的な利用が行われ、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。また、循環的な利用とは、再使用、再生利用、熱回収をいう。

●循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成についての基本原則を定め、 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形 成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

●食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の略称。食品製造加工業者や飲食店、ホテルなどから排出される食品廃棄物について、飼料や肥料など再生利用等の促進を図ることを目的としている。

●スラグ

焼却灰を溶融処理してできた砂状のものをスラグといい、コンクリート骨材やアスファルト骨材などの建設用資材として再利用される。

た行

●特別管理一般(産業)廃棄物

一般(産業)廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの、廃棄物処理法等関係法令で定めるものをいう。

は行

●廃棄物

廃棄物とは、占有者自らが利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油など、固形状または液状のものと定義されている。廃棄物は、主に一般家庭から出る一般廃棄物と、事業活動に伴い発生する産業廃棄物に区分される。

●廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の 適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔に することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

や行

●容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の略称。ビン・缶・ペットボトルなどの容器包装のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

狛江市ごみ半減推進審議会の設置に関する条例・規則

■狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例

(ごみ半減推進審議会)

第7条 市長は、法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の発生の抑制及び減量、 再利用の促進及び適正な処理に関する事項を審議するため、狛江市ごみ半減推進審議 会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、委員18名以内をもって構成する。
- 4 委員は、市民、事業者、学識経験者、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

■狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例施行規則

第2章 ごみ半減推進審議会等

(ごみ半減推進審議会)

- 第3条 条例第7条第1項に規定する狛江市ごみ半減推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集し、議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴く ことができる。
- 7 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。
- 8 審議会の庶務は、建設環境部清掃課が担当する。

(所掌事項)

- 第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申する。
- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の再利用及び減量の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

狛江市ごみ半減推進審議会委員名簿

敬称略

選出区分	役職	氏 名	備考
市民公募	会 長	武田新栄	
事業者	副会長 (平成22年4月から)	内 山 恵 市	平成22年4月から
事業者	副会長 (平成22年3月まで)	高橋寿之	平成22年3月まで
事業者		加藤慎次郎	
事業者		横山貴雄	平成21年11月から
事業者		森 野 和 市	平成21年11月まで
市民公募		大 矢 美 枝 子	
市民公募		重 国 毅	
市民公募		伏 見 正 明	
市民公募		梅木勝子	
市民公募		清水 利子	
市民公募		松田 欣未子	
市民公募		相 葉 郁 子	
行 政		松本培夫	平成22年4月から
行 政		渡辺 洋	平成22年3月まで

狛江市ごみ半減推進審議会の審議等経過

	日時	内容
第1回	平成 21 年 2 月 16 日 (月) 午後 2 時~午後 3 時	委員委嘱状の交付 会長・副会長の選任 諮問
第2回	平成 21 年 5 月 18 日 (月) 午後 2 時~午後 3 時	ごみ半減推進審議会の今後のスケジュールについて ごみ・資源物の収集量の推移について ごみ組成分析(3月31日実施)の結果報告について
第3回	平成 21 年 6 月 17 日 (水) 午前 9 時~午後 5 時	ごみ処理施設の視察 ① 多摩川衛生組合 (クリーンセンター多摩川) ② 東京たま広域資源循環組合 (二ツ塚処分場・谷戸沢処分場・エコセメント化施設)
第4回	平成 21 年 7 月 28 日 (火) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	ごみ・資源物の処理経費の状況について 近隣市などの一般廃棄物処理基本の策定状況について
第5回	平成 21 年 9 月 29 日 (火) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	ごみ処理量・資源化量の推移について
第6回	平成 21 年 11 月 25 日(水) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	委嘱状の交付 基本計画の達成状況について
第7回	平成 22 年 1 月 26 日 (火) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	基本計画の検証について 次期計画に向けた課題整理について
第8回	平成 22 年 3 月 23 日 (火) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	基本計画の素案について 可燃ごみ組成分析結果報告
第9回	平成 22 年 5 月 25 日 (火) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	委嘱状の交付 基本計画の素案について
第 10 回	平成 22 年 7 月 28 日 (水) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	基本計画の素案の承認 (中間答申) 実施計画の内容について
第11回	平成 22 年 9 月 29 日 (水) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	実施計画の内容について 基本計画の説明会・パブリックコメントの実施日について
第 12 回	平成 22 年 10 月 26 日(火) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	実施計画の素案について
第 13 回	平成 22 年 11 月 24 日(水) 午後 2 時 30 分~午後 4 時	基本計画・実施計画の答申

■パブリックコメントの募集

募集期間:平成22年10月15日(金)から10月29日(金)まで

募集方法: 広報こまえ10月15日号、ごみ半減新聞39号(10月発行)

狛江市ホームページ

提出方法:窓口・郵送・ファックス・電子メール・市ホームページ専用

フォーム

■市民説明会の開催

【第1回】

日時: 平成22年10月20日(水)18時30分から20時まで

場所:中央公民館2階第4会議室

【第2回】

日時: 平成22年10月23日(土)13時30分から15時まで

場所: 狛江市ビン・缶リサイクルセンター